17　全ての国、関連する国際連合機関及びその他関係者に対し、決議第千八百四十四号（二千八年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議において決定された措置の実施、特に不遵守の事例に関して保有する全ての情報を提供することを含め、委員会及び監視団と十分に協力することを要請する。

18　エリトリアの行動を常時継続して見直すこと、及び、エリトリアによる決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議の規定の遵守状況にかんがみ、措置を強化、修正又は解除する等して調整する用意があることを確認する。

19　事務総長に対し、エリトリアによる決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議の遵守の状況について、百八十日以内に報告することを要請する。

20　この問題に引き続き関与することを決定する。

**○厚生労働省告示第百四十四号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十五条の三において準用する同法第七十五条の十の規定により、次の指定登録機関に対し、登録事務に関する業務の全部を廃止する許可をしたので、同法第百十二条の二第一項第七号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　指定登録機関の名称　社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

二　主たる事務所の所在地　東京都港区芝四丁目四番五号

三　廃止する年月日　平成二十四年三月三十一日

**○厚生労働省告示第百四十五号**

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十二条の二第四項において準用する同法第二十九条第一項の規定により、次の指定登録機関に対し、登録事務に関する業務の全部を廃止する許可をしたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　指定登録機関の名称　社団法人日本作業環境測定協会

二　指定登録機関の住所　東京都港区芝四丁目四番五号

三　登録事務を行う事務所の所在地　東京都港区芝四丁目四番五号

四　登録事務の廃止の日　平成二十四年三月三十一日

**○厚生労働省告示第百四十六号**

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

前文中「において、」を「に対する」に改め、「医療に対する」を削除し、「を目指し」を「に向けて」に、「推進することを通じて」を「推進し」に改める。

第一の一中「医師」の下に「・歯科医師」を加え、「あたり」を「当たり」に、「はじまり」を「始まり」に、「すべて」を「全て」に、「不可欠である」を「重要である」に改め、「急速な高齢化」の下に「や社会構造の多様化・複雑化」を加え、「及び糖尿病等」を「、糖尿病等」に改め、「生活習慣病」の下に「や精神疾患」を加え、「及び糖尿病に」を「、糖尿病及び精神疾患に」に、「小児医療」を「小児医療並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）」に改める。

第二の一中「に関する調査」の下に「（以下「医療機能調査」という。）」を加え、「以下の」を「次の」に改め、同一に次のように加える。

4　地域の医療機能全体を明らかにする際には、全ての都道府県で共通した指標を用いることなどにより、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、都道府県間でそれを比較することを可能とする。

第二の二の1の㈠中「及び糖尿病の四疾病」を「、糖尿病及び精神疾患の五疾病」に、「四疾病及び」を「五疾病・」に改め、「という。）」の下に「並びに在宅医療」を加え、「疾病又は事業ごと」を「五疾病・五事業及び在宅医療のそれぞれ」に改め、同1の㈡中「把握するほか」の下に「、必要に応じて」を加え、「こともできる」を削り、同二の2中「医療機能に関する調査」を「医療機能調査」に改め、「促進させる」を「促進する」に改める。

第三の一中「以下の」を「次の」に改め、同一の3を次のように改める。

3　医療機能調査を通じて把握した地域の医療提供体制の現状を基に課題を抽出し、その解決に資する目標とする。

第三の二を次のように改める。

二　目標設定に関する国と都道府県の役割

1　五疾病・五事業に係る目標設定

都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後五年間を目途に、五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定める。

その際には、都道府県がん対策推進計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県障害福祉計画など、「第七　その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。

都道府県は、数値目標の達成状況について、少なくとも五年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。

国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。

2　在宅医療に係る目標設定

都道府県は、在宅医療に係る目標を定める場合には、五疾病・五事業に係る目標の設定と同様の考え方に基づき、数値目標の設定並びに数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行うよう努める。

第四の一中「可能とし、居宅等医療の充実による」を「可能にすることで、」に、「以下の」を「次の」に、「居宅等における療養」を「在宅医療」に、「看護師、薬剤師をはじめとした」を「歯科医師、薬剤師、看護師を始めとした」に改め、「携わる医師」の下に「・歯科医師」を加える。

第四の二の見出し中「疾病又は事業ごと」を「五疾病・五事業」に、「あり方」を「在り方」に改め、同二中「四疾病及び」を「五疾病・」に、「以下の」を「次に掲げる」に改め、「が必要である。これ」を削り、同二の1の見出し中「疾病又は事業ごと」を「五疾病・五事業」に改め、同二の1の㈠を次のように改める。

㈠　がん

地域がん登録の活用等を通じたがんの現状把握、がんの予防及び早期発見をする機能、手術、放射線療法、化学療法及びこれらを組み合わせた集学的治療を提供する機能、がんと診断された時から緩和ケアを提供する機能並びに患者とその家族への相談支援や情報提供をする機能（医療機能に着目したがん診療連携拠点病院等の診療実施施設等）

第四の二の1の㈢及び同1の㈢中「そして」を「を経て」に改め、同1中㈥を㈦とし、㈤を㈥とし、同1の㈦中「とれ」を「図られており、かつ」に、「第十次へき地保健医療対策」を「第十一次へき地保健医療対策」に、「搬送・巡回診療・医師確保」を「搬送、巡回診療、医師・歯科医師確保」に改め、同㈦を同1の㈧とし、同1の㈥中「出動し、」を「出動して」に、「、被災しても」を「及び被災しても」に改め、「及びＮＢＣテロ（核兵器、生物兵器、化学兵器等によるテロをいう。）等特殊な災害に対し医療支援を行う機能」を削り、「確保」の下に「、派遣調整本部や地域医療対策会議によるコーディネート機能を担う体制整備」を加え、「医薬品」を「医薬品等」に改め、同㈥を同1の㈦とし、同1中㈤を㈥とし、同1の㈣の次に次のように加える。

㈤　精神疾患

発症後速やかに精神科医に受診できる機能、患者に応じた質の高い精神科医療を提供する機能、再発防止や地域生活維持・社会復帰のための外来医療、訪問サービス等を提供する機能並びに福祉・介護サービスと連携しつつ退院に向けた支援を提供する機能（発症から診断、治療、地域生活・社会復帰までの流れ、医療機能に着目した診療実施施設等）

第四の二の2の㈠の第一段落の次に次の一段落を加える。

また、平成二十一年十月から施行されている消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）により、都道府県において策定した地域の搬送・受入に関する実施基準に基づき、円滑な患者の搬送が実施されることが必要である。